

大分県報

令和元年
七月三十一日
号外(三)

(水曜日)

目次

告示

高さ指定道路の指定……………一
特殊車両通行許可不要指定道路の指定等(七件)……………一
特殊車両通行許可不要指定道路の指定……………五

告示

大分県告示第百二十五号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和元年七月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	区間	指定する期日
一般国道二二二号	日田市本町八九番一地先から 日田市大字三芳小淵町二一番一地先まで	
一般国道二二三号	国東市武蔵町糸原字大海田三六七〇番一地先 から	
一般国道二二七号	国東市国東町田深字下町四六一番三地先まで 佐伯市駅前二丁目三四九八番二地先から 佐伯市中村東町一五五二番一地先まで 日田市大字日高字小ヶ瀬二七五七番二五地先	

一般国道三八六号

から
日田市大字三芳小淵町二一番一地先まで

一般国道三八八号

佐伯市駅前二丁目三四九八番二地先から
佐伯市駅前二丁目一二四〇〇番一〇地先まで

県道中津高田線

中津市大字島田字焰硝蔵五七八番六地先から
中津市大字島田字村田五三七番一地先まで

県道日田玖珠線

日田市本町八九番一地先から
日田市三本松一丁目一七番一地先まで

県道鶴崎港線

大分市大字家島字東中洲一三二六番九地先から
大分市大字一の洲三番四二地先まで

県道津久見インター線

津久見市大字上青江字中通四〇三四番から
津久見市大字上青江字衛後四五七〇番二まで

二 通行方法

一 道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

大分県告示第百二十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第四項の規定により、国際海上コ

ンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第二項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のように定める。

令和元年七月三十一日

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

指定する期日

一般国道一九七号

大分市大字久土字下葛籠一四七一番一地先から
大分市大字宮河内字貢迫四一九三番三地先まで

一般国道二二二号

中津市大字諸田字東如水一五七五番一地先から
中津市大字伊藤田字池ノ上二二三三番一地先まで

一般国道二二三号

速見郡日出町大字藤原字池田三二七九番一地先から
杵築市大字馬場尾字牛切田四二五番まで

県道系原杵築線

国東市安岐町塩屋字伊予野原一一四三番地先から
杵築市大字馬場尾字牛切田四二五番まで

県道中津港線

中津市大字定留字早田五六三番六地先から
中津市大字諸田字東如水一五七五番一地先まで

県道津久見インター線

津久見市大字上青江字中通四〇三四番から
津久見市大字上青江字衛後四五七〇番二まで

二 通行方法

一の道路を通行する国際海上コンテナ車は次の通行方法によらなければならない。

橋、高架の道路その他これに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合には、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項に規定するものをいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

い。

大分県告示第二百二十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第二項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のように定める。

令和元年七月三十一日

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

指定する期日

一般国道二二三号

国東市安岐町塩屋字伊予野原一一四三番地先から
国東市国東町田深字下町四六一番三地先まで

二 通行方法

一の道路を通行する国際海上コンテナ車は次の通行方法によらなければならない。

(一) 交差点における左折又は右折に当たつての誘導

① 上欄の道路から中欄に所在する交差点を右折して下欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

一般国道二二三号

国東市国東町小原（黒津崎入口交差点）

② 上欄の道路から中欄に所在する交差点を左折して下欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等との誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

一般国道二二三号

国東市国東町小原（黒津崎入口交差点）

(二) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合には、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道

路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項に規定するものをいう。）
 又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

大分県告示第百二十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第二項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のように定める。

令和元年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

道路の種類及び路線名	区 間	指定する期日
県道大在大分港線	大分市大在北三丁目一三三番地先から 大分市生石四丁目七八番六地先まで	令元・七・三一

二 通行方法

一の道路を通行する国際海上コンテナ車は次の通行方法によらなければならない。
 (一) 交差点における左折又は右折に当たつての誘導
 上欄の道路から中欄に所在する交差点を左折して下欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

県道大在大分港線

(二) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項に規定するものをいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

大分市三佐六丁目（三佐田交差点）	市道鶴崎・三佐線
------------------	----------

大分県告示第百二十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第二項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のように定める。

令和元年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

道路の種類及び路線名	区 間	指定する期日
一般国道二二二号	中津市東本町五番一三地先から 中津市三光佐知字早田九六六番三地先まで	令元・七・三一

二 通行方法

一の道路を通行する国際海上コンテナ車は次の通行方法によらなければならない。
 ① 上欄の道路から中欄に所在する交差点を左折して下欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

一般国道二二二号

中津市東本町（豊陽交差点）

② 上欄の道路から中欄に所在する交差点を右折して下欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等との誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

県道中津豊前線

中津市東本町（豊陽交差点）

大分県告示第百三十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第二項の規定により、当

一般国道二二二号

該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のように定める。

令和元年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

道路の種類及び路線名

区

間

指定する期日

一般国道二二二号

日田市本町八九番一地先から
日田市大字三芳小淵町二一番一地先まで

令元・七・三一

二 通行方法

一の道路を通行する国際海上コンテナ車は次の通行方法によらなければならない。

上欄の道路から中欄に所在する交差点を左折して下欄の道路に入るときは、他の車両等(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十七号に規定するものをいう。)又は自転車(以下「他の車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

県道日田玖珠線

日田市本町(元町交差点)

一般国道二二二号

大分県告示第百三十一号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第二項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のように定める。

令和元年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

道路の種類及び路線名

区

間

指定する期日

一般国道二二七号

佐伯市駅前二丁目三四九八番二地先から
佐伯市中村東町一五五二番一地先まで

令元・七・三一

二 通行方法

一の道路を通行する国際海上コンテナ車は次の通行方法によらなければならない。

上欄の道路から中欄に所在する交差点を右折して下欄の道路に入るときは、他の車両

等(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十七号に規定するものをいう。)又は自転車(以下「他の車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

一般国道二二七号

佐伯市駅前二丁目(佐伯駅前交差点)

一般国道三三八号

②

上欄の道路から中欄に所在する交差点を左折して下欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等との誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

一般国道三三八号

佐伯市駅前二丁目(佐伯駅前交差点)

一般国道二二七号

大分県告示第百三十二号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の総重量の最高限度が車両の車軸の数及び軸距に応じて最大四十四トンであり、長さの最高限度が十六・五メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第二項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のように定める。

令和元年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

道路の種類及び路線名

区

間

指定する期日

県道日田玖珠線

日田市本町八九番一地先から
日田市三本松一丁目一七番一地先まで

令元・七・三一

二 通行方法

一の道路を通行する国際海上コンテナ車は次の通行方法によらなければならない。

① 上欄の道路から中欄に所在する交差点を右折して下欄の道路に入るときは、他の車両等(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十七号に規定するものをいう。)又は自転車(以下「他の車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

県道日田玖珠線

日田市中央一丁目(中央一丁目交差点)

県道日田玖珠線

